

# 関東森林管理局における「森林・林業再生に向けたチャレンジ」

平成23年4月  
関東森林管理局

## 1 取組の概要

関東森林管理局においては、森林・林業再生プランの改革方向に即して、その組織・技術力・資源を活用し、

- ① 新たな森林計画や適切な路網作設の担い手となる人材の育成
- ② 搬出間伐の推進、丈夫で簡易な路網整備の加速化
- ③ 事業の計画的な発注等による林業事業体の育成
- ④ 森林共同施業団地の設定による森林整備の効率化
- ⑤ システム販売の推進等による効率的な加工・流通体制づくりと木材利用拡大などに率先して取り組み、地域林業の振興に貢献することとしています。

このため、平成22年4月から、23ある森林管理署が一署一課題を掲げ、国民の財産である国有林を守るとともに、林業経営・技術の高度化に貢献するべく、様々な取組にチャレンジしているところです。

### 平成23年度の取組

取組のテーマ・内容	森林管理署等
◆森林施業の効率化、低コスト化	
森林共同施業団地による森林施業の効率化	*福島、*白河、会津、村上、*伊豆
列状間伐、高性能林業機械による林業の低コスト化等	*茨城、日光、利根沼田
民国連携による森林整備の推進	*千葉
◆新たな造林方法、施業方法の開発・導入	
コンテナ苗による低コスト造林の検証	*福島、棚倉、群馬
広葉樹を活用した森林造成	*天竜
溪畔林再生のための施業技術の確立	技術センター
◆生物多様性の保全等	
イヌワシ等の生息と調和した森林施業	*中越
A K A Y A プロジェクト	*赤谷センター
小笠原諸島森林生態系保護地域の保全・管理等	*小笠原センター
効率的な獣害対策の検討	*会津、*日光、*埼玉
◆森林資源の活用	
林地残材等の有効利用、木質バイオマス利用	*福島、*白河、*磐城、*棚倉、*塩那、静岡
国有林材の安定供給	南会津
木材を利用した治山事業	*下越
◆森林・林業に係る環境教育等	
森林・林業に係る環境教育等	吾妻、*上越、*山梨、*高尾センター、*大井川センター
森林整備に係る人材育成	利根沼田、吾妻
◆災害復旧	
台風被害の復旧	東京神奈川

(署等名称の\*印は平成22年度からの継続)

## 2 平成22年度の取組事例

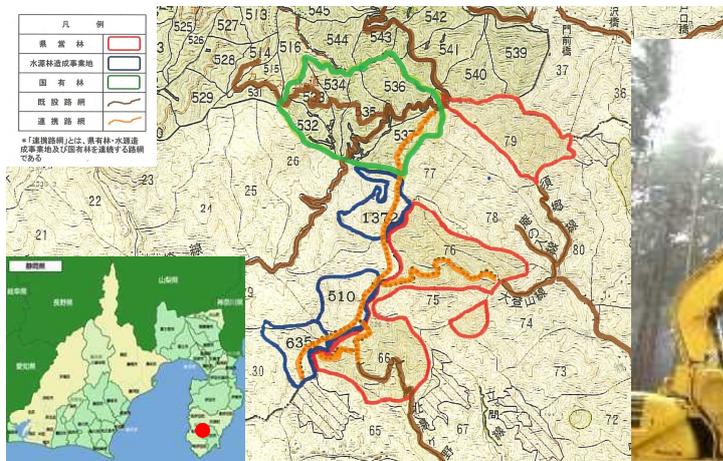
### (1) 森林施業の効率化、低コスト化

#### ○ 森林共同施業団地による森林施業の効率化

静岡県内、福島県内で民有林と一体となった「森林共同施業団地」を設定し、広範に低コスト作業システムを確立する条件整備の一つとして、効率的な路網整備や間伐等の森林整備を計画的に取り組むことを推進しています。

静岡県では平成22年9月に伊豆森林管理署管内において「伊豆地域森林整備推進協定書」を締結し、森林共同施業団地面積558ha(民有林402ha、国有林156ha)を設定しました。

福島県では、平成23年2月に福島森林管理署管内において「笹森山地区森林整備推進協定」を締結し、森林共同施業団地面積1,408ha(民有林825ha、国有林583ha)を設定、福島森林管理署白河支署管内において「古殿地域森林整備推進協定」を締結し、森林共同施業団地面積207ha(民有林104ha、国有林103ha)をそれぞれ設定しています。



静岡県内における森林共同施業団地



森林整備の様子(イメージ)

### (2) 新たな造林方法、施業方法の開発・導入

#### ○ コンテナ苗による低コスト造林の検証

コンテナ苗を用いた実証的な植栽事業を行い、普通苗との比較による作業工期、生育状況等のデータを収集し、植栽、下刈期間の短縮等、森林施業の省力化により、低コスト造林の確立を目指しています。

平成22年度春に福島署にて、面積3ha、スギ7600本、面積4ha、カラマツ7,900本、同年秋に白河支署にて面積1ha、スギ2,400本、棚倉署にて面積1ha、スギ2,100本を植栽。



○ 広葉樹を活用した森林造成

集中豪雨により被災した山腹の緑化工について、多種類の広葉樹を密植・混植する工法(宮脇方式)を取り入れ、早期の復旧を図っています。



宮脇方式とは、その土地本来の郷土樹種である広葉樹等を選定し、複数種の木を混植・密植することで、木の成長を促し、早期に植生回復を図る植栽方法。

(3) 生物多様性の保全等

○ AKAYAプロジェクト

地域住民や自然保護団体との協働により、潜在自然植生の復元、猛禽類が生息できる森づくり、治山ダム改修(平成22年11月完成)による溪流環境の復元、自然を損なわず活用する等、生物多様性の保全と持続が可能な地域づくりを目指し、平成22年度に三者協働で策定した「赤谷の森管理経営計画」に基づき取り組みます。



多様な森林に向けた植生調査



水性昆虫採集調査



AKAYAプロジェクトによる治山ダム改修

○ 小笠原諸島森林生態系保護地域の保全・管理等

島嶼生態系として独自の進化を遂げ、固有の森林生態系を有し、今年夏に世界自然遺産登録を目指している小笠原諸島の保全・管理については、小笠原諸島森林生態系保全センターを核として、有識者や関係行政機関、ボランティアと連携して外来植物の駆除対策など森林生態系保全の強化等に取り組みます。



ボランティアによる  
クリノイガ除去作業



ボランティアによる  
アカギ駆除作業

### ○ 効率的な獣害対策の検討

ニホンジカやツキノワグマなどの野生鳥獣からの食害や剥皮被害に対して、公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、被害対策として効果的な手法の検証を行いながら、地域の実情に応じた被害対策に積極的に取り組みます。



クマによる剥皮被害状況



リンロンテープによる剥皮被害防止対策

## (4) 森林資源の活用

### ○ 林地残材等の有効利用

間伐等森林整備において発生する林地残材について、「システム販売」による大口の需要者、地域集落やNPO等への安定供給等の取組を行い、森林資源の有効活用を行っています。

平成22年7月に「川場村地域材利用開発基本計画検討委員会」が設立され、国有林における森林資源量等のデータを地域需要者への提供や同年8月には磐城署管内の国有林において林業関係団体等と専用コンテナを使用した林地残材回収システムの改良と普及・拡大を目的とした現地検討会を開催しています。



林地残材搬出用専用コンテナによる運搬の様子

平成22年度取組の詳細については、関東森林管理局HPに掲載しています。  
[http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kikaku/sinrin\\_ringyo\\_plan.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kikaku/sinrin_ringyo_plan.html)

## 参考1

# 森林・林業基本政策検討委員会 最終とりまとめ 森林・林業の再生に向けた改革の姿（抄）

## 2 改革の内容

### (1) 全体を通じた見直し

#### ② 都道府県

森林整備の円滑化・木材安定供給体制の整備に向け国有林との連携を推進する。

#### ③ 市町村

森林共同施業団地等の設定や森林整備の円滑化などの観点から国有林との連携を推進する。

### (3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備

#### ① 施業集約化の推進

民有林と国有林が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むための森林共同施業団地の設定を推進する。

### (4) 担い手となる林業事業体の育成

#### ① 持続的な森林経営を担う森林組合改革、林業事業体の育成

流域や市町村を単位として民有林・国有林それぞれの将来事業量を明確になる仕組みの検討を進めるとともに、発注者等が事業体の事業実行能力を客観的に評価できる仕組みを導入する。

国有林については、事業の発注や事業体の人材育成のためのフィールドの提供等を通じて事業体の育成に貢献する。

### (5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

#### ① 質・量ともに輸入量に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備

##### ウ) 国有林の貢献

国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりに努めるとともに、国有林にあっては、急激な木材価格の変動時に地域の需要動向に応じた供給調整を実施し、地域の林業・木材産業への影響を緩和するためのセーフティネットとしての機能を発揮する。

また、国有林にあっては、大口の需要者に対して原材料となる木材を安定的に供給する「システム販売」について、民有林と連携を図りつつ、これまで主として輸入材を利用してきた製材工場等を新たな販売先として積極的に新規開拓していくなど、国産材の安定供給体制の構築と併せて、木材利用の拡大に貢献する。

## 【参考】

木材自給率50% (2020年までに) 木材生産 1,800万<sup>m</sup> → 4,000万~5,000万<sup>m</sup>

木材自給率(H21年) 全体 28%

(製材用材:44%、合板用材:24%、パルプ・チップ:17%)

### (6) 人材育成

#### ① フォレスター制度の創設

フォレスターの育成には一定の期間を要するため、平成25年度からの資格認定を目指す。それまでの間の市町村森林整備計画の策定等の支援業務については、(都道府県や国の職員などのうち)一定の研修等を受けたも者(准フォレスター)が支援業務を行うこととし、これらの者が実際の現場経験を通じてフォレスター資格を得られるように育成していく。

#### ⑤ 人材育成体制の構築

国有林については、多様な立地を活かしてニーズに最も適した研修フィールドや技術の提供を行う。

## 森林法の一部を改正する法律案の概要

平成23年3月  
林野庁

### 「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化

森林所有者がその「責務」を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるよう措置。

## I 政府原案の概要

### (1) 所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保

- ① 他人の土地について路網等の設置が必要な場合、土地所有者等が不明でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、手続を進められるよう措置する。
- ② 森林所有者が、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようにするなど制度を拡充する。

### (2) 無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

無届による伐採について、森林所有者のいかんを問わず、災害発生等の防止に必要な伐採後の造林を行わせるための命令を、新たに発出できるよう措置する。

### (3) 森林計画制度の見直し

森林所有者等が作成する現行の森林施業計画を森林経営計画に改め、

- ① 集約化を前提に、路網の整備等を含めた実効性のある計画とする
- ② 森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者（森林組合等）が計画を作成することとする  
等の改正を行う。

## II 国会における修正の概要

### (1) 森林の土地の所有者となった旨の届出

新たに森林の土地の所有者となった者に届出義務を課すこととする。

### (2) 無届伐採が行われた場合の伐採の中止命令の新設

無届による伐採について、造林命令のみならず、伐採の中止命令を発出できることとする。

## III 施行期日

平成24年4月1日。ただし、

- ・ 森林に立入調査できる者の拡大等については、公布日に、
- ・ 上記I（1）①の措置については、公布後3か月以内に、それぞれ施行。